福

1

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

則

○福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 ○福島県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則 ○福島県税条例施行規則等の一部を改正する規則

○福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規 ○福島県消費生活センター条例施行規則の一部を改正する規則

○福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに ○福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基 準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 則

元

元 元 云

を改正する規則 法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部 指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方

○福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

○福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細

崱

規 則

のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県指定介護予防条例施行規則の一部を改正する規則、福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及 0) 費生活センター条例施行規則の一部を改正する規則、福島県生活環境の保全等に関する 部を改正する規則、福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則、福島県消福島県税条例施行規則等の一部を改正する規則、福島県産業廃棄物税条例施行規則の 福島県税条例施行規則等の一部を改正する規則、 一部を改正する規則、 福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則及び福 福島県産業廃棄物税条例施行規則

県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則をここに公布する。

福島県知事

内

堀 雅 雄

平成二十八年三月二十五日

福島県規則第二十号

(福島県税条例施行規則の一部改正) 福島県税条例施行規則等の一部を改正する規則

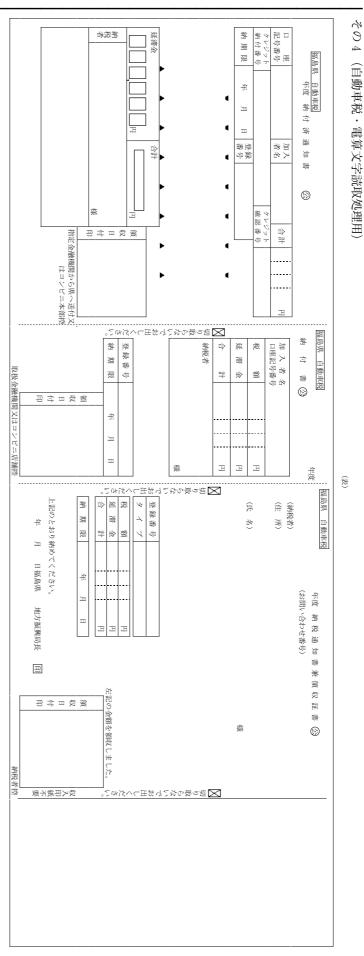
第 **一条** 福島県税条例施行規則(昭和二十九年福島県規則第六十

うに改正する。 第四十二条中第三十八号を第三十九号とし、第三十二号から第三十七号までを一号 号 の一部を次のよ

ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の 三十二 委託売却による売却通知書 第四十号の四様式 一号を加える。

第五号の二様式その4(表)を次のように改める。

福



第11号様式 (第16条関係)

	皮相続人に 式表者の指		賦課徴収及び	還位	付に	関する	書類の受領	気に、	ついての
							年		月 日
福	島県	地方振興局長							
				住	所				
			届出相続人	114	121				
				氏	名				(FI)
				電	話				
	相続人 者を次のとお	₃り指定したの [~]	に係る県税の で、お届けします。	賦課	! 徴収	及び還付	に関する書類	の受	領についての
		住 所							
		ふりがな							
指	定代表者	氏 名							
						金庫農協			本店・本所
		口座番号	預金種別		邓丑.'口.		番号		支店・支所
被	最 後	の住所							
被相続人	氏 死 亡	名 年 月 日	平成年		月	日			
	住 所 又	は居所	氏			名	被相続との続		相続割合
相									
続									
人									
		、である場合は、下記	己に法人番号と名称を言						
法人看	番号			注	去人の	名称			

福

島

第40号の4様式 (第42条関係)

その1

舥 、滞納者 (滞納者用) Iβ 蓧 桊 売 掛 Ñ 9~ B 売 盐 涶 全 卌 地方振興局長 伻 耳 \square

相場で随意契約により売却(委託売却)することとしましたので、同法第109条第4項の規定により通知します。 なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をする 地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第109条第1項第2号の規定により取引所の相場のある下記の財産をその日

付期限後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)。

とができます(なお、その期間内であつても、当該差押財産が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納

くなります。)。 産が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限後は、処分の取消しの訴えを提起することができな る裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であつても、 と、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、 税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限後又はその裁決の日の翌日から起算して1年を経過する 訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、当該差押財産が国 て、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合におい 審査請求に対す 当該差押財

審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき

福

島

県

報

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があると

虎力	対財産	売却	莊	(3)
掛		₩	辫	
の法			₩	の食
			Ĥ	裁決
		柊	(居)	· や 緻
		数	州	なない
				رء رء
		溶		7
				その他裁決を経ないことにつき正当な理由があると
				当な
		茶		田田
委 実		型		があ
託施				7
売 期				OH O
世世		在		
		賃借		
年		計権 又		
,,,		はなり		
月		借権又は地上権の内容	开	
Ш		質の丼		
		谷		
3,6		売	₩	
年				
,,,				
月		世		
ш				
941+				
d Y				
		角		
		額		
				•

		治額		名の	4 C		一館	※ 余	 '9	係3	型に	売		逥	売	売
薩													辛	政人	进	S ala
	譜												承	9	7	掛
	**************************************												期	資格	₩	栄
	⇔												118	$^{\prime\prime}$	> +	沿
	額	=##				=##							1 税	の他	拉	
														の要	塘	9
	#												目納	作件	舜	ш
			•	•	•		•	•	•	•	•	•	期			
									•							
													税			
												田」	額			
												地方税法によ	延			平
												法に	帯			
												よる3				Я
												る金額	*			ш
													加			
													单			
													*			

₹02 (利害関係人用)

舥 (利害関係人) ᆁ 蔟 袠 捫 売 些 Ñ ᢖ B 売 些 闽 知 #

伻

 \square

地方振興局長

けたいときは、債権現在額申立書を売却決定の日の前日までに提出してください。 相場で随意契約により売却(委託売却)することとしましたので、同法第109条第4項の規定により通知します。この売却代金から配当を受 地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第109条第1項第2号の規定により取引所の相場のある下記の財産をその日の

とができます(なお、その期間内であつても、当該差押財産が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をする

くなります。)。 産が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限後は、処分の取消しの訴えを提起することができな る裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であつても、 税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限後又はその裁決の日の翌日から起算して1年を経過する 訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、当該差押財産が国 と、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、 て、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として 付期限後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)。 また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。 審査請求に対す その場合におい 当該差押財

審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないと

福

 $\widehat{\mathbf{1}}$

2

島

県

報

- 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があると

売力	3 野産	売却	維	(3)
掛		₩	绺	
の法			琳	の他
			帝	裁決
		柊	(居)	を発
		数	珊	ない
				ر ارا
		穃		3
				き正当
		対		その他裁決を経ないことにつき正当な理由がある
委 祟		疋		があ
託施				200
売期				OH-
世世		在		
		重信		
		計権 又		
件		はなり		
Д		借権又は地上権の内容	开	
		€ 0∤		
Ш		俗		
2,		売	卷	
150				
件				
月		掛		
III				
<i>₩</i>		<u></u>		
		角		
		产		

福

9

			油館		名の	4 C		離	答 徐	 9 菲	係ス	対に	点点		運	売	売
烟	巌													辛	政 人	掛	S II
		潽												承	9	7	坩
		納													資格		栄
		金												別	\forall	\bowtie	后
		額	===				=##							党	の信	拉	
															の要	期	9
		#												後	#	舜	ш
				•	•	•		•	•	•		•	•	媽			
														段 税			
														700			
													田	額延			
													地方税法によ				单
													洪に。	維			Я
													よる金額				
													产	命			ш
														加			
														算			
														徐			
							I										Щ

報

第百二号の二様式を次のように改める。第八十号様式中「浜人聯埠」を「啷區聯埠」に改める。

電話番号

(EJ)

福島県知事

通信日付印

第1	02号の	2 様式	(第10	7条関係)			
		振興局			平成	年 月分	ゴルフ場利用税納入申告	書
	一 収	受印			経営の	屋号		
					場所	所在地		電話番号
		年	月	目		個人番号又は法人番号 (右詰で記載)		
1					1			

住所

特別

 (福島県
 地方振興局長)
 徴 収

 ※ 発信年月日
 588

 氏名(法人名・代表者名)

確認印

	X		利用	人	員	等 級	税	率	税		額
等級亦	通	常分	手 		人				百万	手 	円
等級変更なし又は等級変更前	軽減税	年齢65歳以上の者									
し又は	税率適用	国民体育大会等の選手									
等級亦	用分	早朝利用等の利用者									
更前	小	計 ①									
	通	常分	手		人				百万	千	円
	軽減	年齢65歳以上の者									
	軽減税率適用分	国民体育大会等の選手									
	用分	早朝利用等の利用者									
等級変更後	小	計 ②									
更後	通	常分	千		人				百万	千	円
	軽減	年齢65歳以上の者									
	軽減税率適用分	国民体育大会等の選手					/				
	用分	早朝利用等の利用者									
	小	計 ③									
	合	#\d=1)+2+3	千	ı	人				百万 	手 	円

非訓	果税利用人員	課税免除利用人員②
18歳未満		
70歳以上		
障がい者		
国体競技		
学生等		
合計①		課税対象外利用人員

課税対象外利用人員計①+②	

第百十一号様式を次のように改める。

第111号様式(第127条の2関係)

平成28年3月25日 金曜日

	軽油引取税特別徴収義務者登録申請書																
(/ 収	受印										[※整	理番	号		
															年	月	日
		福島県				方振興	局長										
	住		所		りがな												
特	又所	在	は 地	₹	_												
別	וללו	1工	坦														
徴	電	話 番	号		()				_						
収	個法	人番号3 人 番	えは 号														(右詰で 記載)
義				کہ	りがな	:	:		·	•	:				: -	;	N= 12 V
	氏		名	法,	人の名称												
務	又		は		りがな												
者	名		称		<u>りかな</u> 名 又 は												
	111		A/1,	1	表者氏名												(FI)
	元	売・特組	的 ·	その	他の別						系		列				
		福島県	具税乡	条例第	第 58 条の	14第1	項の規	見定に	より、	下	記の	とお	り登録	禄を	申請し	ます。	
事				ふ	りがな												
務	所	在	地	₹	_												
所又																	
は	電	話 番	号		()		_								
事				\$	りがな												
業所	名		称														
	 徴収章	長務者となっ	た日			年		 月			[
1070	10.04	AD7 H G 0.		1	事務所に		と話の党		1月144~								
登	登録の理由											目))				
(計	亥当`	する番号	を	2													
		み、必要 [§] すること		3	引渡しに	に係る車	圣油の県	県内へ	の納	人の	ため						
	- 174				(納入	見始年月	月日	年		月		日))				
				軽	由引取税特	寺別徴巾	又義務者	計証(第			号~3	第		号)	を受領	しました。

備考

受

領

1 ※印の欄は、記載しないこと。

証

2 「事務所または事業所」の欄には、福島県税条例第9条第2項に規定する課税地となるべき事務 所又は事業所の所在地、電話番号および名称を記載すること。

特別徴収義務者

印

- 3 「登録の理由」の欄の1又は2に該当する場合には、付表1を添付すること。
- 4 「登録の理由」の欄の3に該当する場合には、付表2を添付すること。

年 月

号外第20号

付表 1

	事務所又は事業所の明細書											
名	所	在 地 (電話番号)	代	表	者	氏	名	営年	業	開 月	始 日	軽油等の貯蔵設 備 の 概 要 等
		()							年	月	日	
		()							年	月	日	
		()							年	月	目	
		()							年	月	目	
		()							年	月	日	
		()							年	月	目	
		()							年	月	目	
		()							年	月	日	

付表 2

軽	油の納入地明細書
軽油の納入地	軽油の納入を受ける者
平 (A) (A) (A) (A) (B)	氏名又は名称 住所又は所在地

₩ Ш

(市町村行政課)

第八条中「アからエまで、同表二の項」を削り、 第二条第二項第一号ア中「運転免許証」を「個人番号カード、 「十五の項」を「十四の項」に、「十 運転免許証」に改める。

同表十三の項とし、同表十五の項中「十五の項」を「十四の項」に改め、同項を同表十同項を同表十二の項とし、同表十四の項中「十四の項」を「十三の項」に改め、同項を改め、同項を同表十一の項とし、同表十三の項中「十三の項」を「十二の項」に改め、の項」に改め、同項を同表十の項とし、同表十二の項中「十二の項」を「十一の項」に の項」を「九の項」に改め、同項を同表九の項とし、同表十一の項中「十一の項」を「十 同表九の項中「九の項」を「八の項」に改め、同項を同表八の項とし、同表十の項中 表六の項とし、同表八の項中「八の項」を「七の項」に改め、同項を同表七の項とし、 項中「四の項」を「三の項」に改め、同項を同表三の項とし、同表五の項中「五の項」 とし、同表三の項中「三の項」を「二の項」に改め、同項を同表二の項とし、 別表一の項を削り、同表二の項中「二の項」を「一の項」に改め、 同表十六の項中「十七の項」を「十六の項」に改め、 同表七の項中「七の項」を「六の項」に改め、同項を同同表四の項とし、同表六の項中「六の項」を「五の項」に 同項を同表十五の項 同項を同表一の 同表四 十

「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改める。 ω ω \sim \sim 旅券 旅券 に改め、 に改め、 同 同

様

1

福島県規則第二十三号

福島県消費生活センター条例施行規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 福島県消費生活センター条例施行規則(昭和四十七年福島県規則第十五号) の一部を

第八条を第十一条とし、第七条を第十条とする。

第六条中「第五条」を「第八条」に改め、同条を第九条とする。

に改め、同条を第七条とする。 第四条第一項から第三項までの規定中「第四条第一項後段」を「第七条第一項後段 第五条中「第四条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第八条とする。

条とし、第二条の次に次の三条を加える。 第三項及び第四項中「第四条第一項前段」を「第七条第一項前段」に改め、 以下「条例」という。)第四条第一項前段」を「条例第七条第一項前段」に改め、同条 第三条第一項中「福島県消費生活センター条例(昭和四十七年福島県条例第二十 同条を第六 号。

(消費生活センター長に充てる職)

報

第三条 福島県消費生活センター条例(昭和四十七年福島県条例第二十一号。 もつて充てる。 例」という。)第四条の規定により設置する消費生活センター長は、 消費生活課長を 以下

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第四条 遇の確保に必要な措置を講じるものとする。 を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、 知事は、条例第五条第一項の規定により設置する消費生活相談員が実務の経験 適切な人材及び処

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第五条 十号)第八条第一項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、 の研修の機会を確保するものとする。 知事は、当該消費生活センターにおいて消費者安全法 (平成二十一年法律第五 その資質の向上のため

福

「第3条関係」を「第6条関係」に改める

第二号様式中 「第3条、第4条関係」や「第6条、第7条関

第三号様式中「第4%圏琢」を「第7%圏琢」に改める。

則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県消費生活センター条例施行規則 は、 正前の規則」という。)の規定により提出されている申請書又は交付されている承認書 相当規定により提出された申請書又は交付された承認書とみなす。 改正後の福島県消費生活センター条例施行規則(以下「改正後の規則」という。) (以下 | 改

3 所要の調整をして使用することができる この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、

(消費生活課)

福島県規則第二十四号

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成八年福島県規則第七十五号) 0)

ずつ繰り上げ、第二十五号の次に次の一号を加える。 第二十一条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十六号までを一号

二十六 メコプロップカリウム塩(別名MCPPカリウム塩)、メコプロップジメチ ルアミン塩(別名MCPPジメチルアミン塩)、メコプロップPイソプロピルアミ ン塩及びメコプロップPカリウム塩

二号ずつ繰り上げ、第三十四号の次に次の一号を加える。 同条第三十号中「メタラキシル」の下に「及びメタラキシルM」を加え、 一十八号とし、同条中第三十一号を第二十九号とし、第三十二号から第三十六号までを 第二十一条第二十七号及び第二十八号を削り、同条中第二十九号を第二十七号とし、 同号を同条第

三十五 イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩

十三号までを二号ずつ繰り上げ、 第二十一条中第三十七号を削り、第三十八号を第三十六号とし、第三十九号から第四 同条に次の二十六号を加える。

イミダクロプリド アセタミプリド

クロチアニジン

四四四四四四四十十十十十十十十十十二十二十二二 テブフェノジド チアメトキサム

ペルメトリン

五十 シプロコナゾール四十九 ジフェノコナゾール ベンスルタップ

五十一 シメコナゾール

五十二 チオファネートメチル

五十三 五十四四 チフルザミド テトラコナゾール

五十五 テブコナゾール

五十六 トリフルミゾール

五十七

バリダマイシン

五十八 五十九 ベノミル ヒドロキシイソキサゾール (別名ヒメキサゾー

六十 ボスカリド

エトキシスルフロン

オキサジアルギル

オキサジクロメホン カフェンストロール

報

六十七 トリネキサパックエチル六十六 MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩六十五 シクロスルファムロン

同表メコプロップ(別名MCPP)の項を次のように改める。 ミリグラム」を $\left[0.1 ミリグラム
ight]$ に、 $\left[0.5 ミリグラム
ight]$ を $\left[1 ミリグラム
ight]$ に改め、 グラム」に改め、同表ブタミホスの項中「0.004 ** リグラム」を「0.02 ** リグラム」に、 ンの項中 $\left[0.04 \circ \cup \not$ ラム」を $\left[0.14 \circ \cup \not$ ラム」に、 $\left[0.4 \circ \cup \not$ ラム」を $\left[1.4 \circ \cup \right]$ ミリグラム」を「0.005ミリグラム」に、「0.3ミリグラム」を「0.05ミリグラム」に改 グラム」に改め、同表プロピザミドの項中「0.008ミリグラム」を「0.05ミリグラム」 ンの項中 $[0.04 \circ 0.05]$ を $[0.26 \circ 0.05]$ と、 $[0.4 \circ 0.05]$ を $[2.6 \circ 0.05]$ グラム」を「0.02 ミ リ グラム」に改め、同表トリクロルホン(別名DEP)の項中「0.03 同表クロルピリホスの項中「0.004〃リグラム」を「0.002〃リグラム」に、 に、「0.3٪リグラム」を「0.1٪リグラム」に改め、別表第五の2の表イソプロチオラ **「0.04灬リグラム」を「0.2灬リグラム」に改め、同表ペンディメタリンの項中「0.05 「0.23×リグラム」に、「2×リグラム」を「2.3×リグラム」に改め、同表ペンシクロ コグラム」を「2灬コグラム」に改め、同表フルトラニルの項中「0.2灬コグラム」を** 別表第五の1の表トリクロロエチレンの項中「0.03〃リグラム」を「0.01〃リグラム」 同表トルクロホスメチルの項中「0.08 ** リグラム」を「0.2 ** リグラム」に、「0.8 「0.08灬リグラム」を「0.5灬リグラム」に改め、同表イソフェンホスの項を削り、 [0.04 € 1]

に次のように加える。

		Pカリウム塩
		ン猫及びメコプロップ
		プPイソプロピルアミ
		ミン猫)、メコプロッ
		名MCP Pジメチルア
		プジメチルアミン猫(別
(メコプロップとして)	ウム硝)、メコプロッ (メコプロップとして)	ウム猫)、メコプロッ
0.47ミリグラム	0.047ミリグラム	塩(別名MCPPカリ 0.047ミリグラム
1リットルにつき	1 リットルにつき	メコプロップカリウム 1リットルにつき

同表メタラキシルの項を次のように改める。グラム」を「0.063パニグラム」に改め、グラム」を「0.0063パニグラム」に、「0.8パニグラム」を「0.063パニグラム」に改め、別表第五の2の表メチルダイムロンの項を削り、同表アセフェートの項中「0.08パニ

(メタラキシルとして)	(メタラキシルとして)	
0.58ミリグラム	0.058ミリグラム	ラキシルM
1リットルにつき	1リットルにつき	メタラキシル及びメタ 1リットルにつき

別表第五の2の表ジチオピルの項中「0.008 ** 'リグラム」を「0.0095 ** 'リグラム」に、

「0.08**リグラム」を「0.095**リグラム」に改め、同表ピリブチカルブの項中「0.02***」を「0.23**リグラム」に改め、に、「0.2**ログラム」を「0.023**ログラム」に、「0.8**ログラム」を「0.08**ログラム」に、「0.8**ログラム」を「0.08**ログラム」に、「0.8**ログラム」を「0.08**ログラム」に、「0.8**ログラム」を「0.47**ログラム」に、「5**ログラム」を「4.7**ログラム」に改め、同表イラム」を「0.47**ログラム」に、「5**ログラム」を「4.7**ログラム」に改め、同表イラム」を「0.47**ログラム」に、「0.8**ログラム」を「4.7**ログラム」に改め、同表イラム」を「0.23**ログラム」に改め、同表ピリブチカルブの項中「0.02**ログラム」を「0.26**ログラム」に改め、同表ピリブチカルブの項中「0.02**ログラム」を「0.08**ログラム」を「0.08**ログラム」に改め、同表ピリブチカルブの項中「0.02**ログラム」を「0.08**ログラム」を「0.08**ログラム」を「0.08**ログラム」を「0.08**ログラム」を「0.08**ログラム」を「0.08**ログラム」を「0.08**ログラム」を「0.08**ログラム」を「0.08**ログラム」に改め、同表ピリブチカルブの項中「0.02**ログラム」を「0.08**ログラム」に改め、同表ピリブチカルブの項中「0.02**ログラム」を「0.08**ログラム」に改め、同表ピリブチカルブの項中「0.08**ログラム」に改め、同表ピリブチカルブの項中「0.08**ログラム」に改め、同表ログラム」に改め、同表に対方などのでは、1008**ログラム」に改め、同表には、1008**ログラム」になめ、同表には、1008**ログラム」にない、同表には、1008**ログラム」にない、同表ピリブチカル」にない、同表には、1008**ログラム」にない、同表には、1008**ログラム」にない、同表には、1008**ログラム」にない、同表には、1008**ログラム」にない、同表には、1008**ログラム」にない、同表には、1008**ログラム」にない、同表には、1008**ログラム」にない、同表には、1008**ログラム」にない、同表には、1008**ログラム」にない、同表には、1008**ログラム」にない、同表には、1008**ログラム」にない、同表には、1008**ログラム」にない、同表には、1008**ログラム」にない、同表には、1008**ログラム」にない、同表には、1008**ログラム」にない、同表には、1008**ログラム」にない、同表には、1008**ログラム」にない、1008**ログラム」にない、1008**ログラム」にない、1008**ログラム」にない、1008**ログラム」にない、1008**ログラム」にない、1008**ログラム」にない、1008**ログラム」にないいのは、1008**ログラム」にない、1008**ログラム

シメコナゾール	シプロコナゾール	ジフェノコナゾール	ベンスルタップ	ペルメトリン	テブフェノジド	チアメトキサム	クロチアニジン	イミダクロプリド	アセタミプリド
1リットルにつき	1リットルにつき	1リットルにつき	1リットルにつき	1リットルにつき	1リットルにつき	1リットルにつき	1リットルにつき	1リットルにつき	1リットルにつき
0.022ミリグラム	0.03ミリグラム	0.03ミリグラム	0.09ミリグラム	0.1ミリグラム	0.042ミリグラム	0.047ミリグラム	0.25ミリグラム	0.15ミリグラム	0.18ミリグラム
1リットルにつき	1リットルにつき	1リットルにつき	1リットルにつき	1リットルにつき	1リットルにつき	1リットルにつき	1リットルにつき	1リットルにつき	1リットルにつき
0.22ミリグラム	0.3ミリグラム	0.3ミリグラム	0.9ミリグラム	1ミリグラム	0.42ミリグラム	0.47ミリグラム	2.5ミリグラム	1.5ミリグラム	1.8ミリグラム

20

オキサジアルギルオキサジクロメホンカフェンストロール	ベノミルボスカリド	ヒドロキシ ル (別名 ル)	バリダ	F U 3	テブ	71	4	H.
ルル・スト・スト・スト・スト・スト・スト・スト・スト・スト・スト・スト・スト・スト・		ヒドロキシインキサゾー ル(別名ヒメキサゾー ル)	バリダマイシン	フルミゾール	ブコナゾール	トラコナゾール	チフルザミド	チオファネートメチル
1 リットルにつき 0.1ミリグラム 1 リットルにつき 0.02ミリグラム 1 リットルにつき 0.024ミリグラム	1リットルにつき 0.02ミリグラム 1リットルにつき 0.11ミリグラム	1リットルにつき 0.1ミリグラム	1 リットルにつき 1.2ミリグラム	1 リットルにつき 0.05ミリグラム	1リットルにつき 0.077ミリグラム	1リットルにつき 0.01ミリグラム	1リットルにつき 0.05ミリグラム	1リットルにつき 0.3ミリグラム
1リットルにつき 1ミリグラム 1リットルにつき 0.2ミリグラム 1リットルにつき 0.24ミリグラム 1リットルにつき	1リットルにつき 0.2ミリグラム 1リットルにつき 1.1ミリグラム	1リットルにつき 1ミリグラム	1リットルにつき 12ミリグラム	1リットルにつき 0.5ミリグラム	1リットルにつき 0.77ミリグラム	1リットルにつき 0.1ミリグラム	1リットルにつき 0.5ミリグラム	1リットルにつき 3ミリグラム

	Γ	Ι	
トリネキサパックエチ 1リットルにつき ル 0.015ミリグラム	MCPAインプロピル 1リットルにつき アミン塩及びMCPA 0.005ミリグラム ナトリウム塩 (MCPAとして	シクロスルファムロン 1リットルにつき 0.08ミリグラム	
1リットルにつき 0.015ミリグラム	1 リットルにつき 0.005ミリグラム (MCPAとして)	1リットルにつき 0.08ミリグラム	0.007ミリグラム
1リットルにつき 0.15ミリグラム	1リットルにつき 0.05ミリグラム (MCPAとして)	1リットルにつき 0.8ミリグラム	0.07ミリグラム

別表第五の2の表備考を次のように改める。 この表に掲げる数値の検定方法は、知事が定める方法による

る方法」 に改め、 の26.1に掲げる方法」や「知事が定める方法」に密め、 ルの項中「規格K0128の64.1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、 の50.1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表ペンシクロンの項中「規 げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表フルトラニルの項中「規格K 0 1 2 表キャプタンの頃中「規格K0128の24.1に掲げる方法」を | 知事が定める方法 | の質中「規格K0128の21.1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同 事が定める方孫」に改め、同表イプロジオンの項中「湛格K 0 1 2 8 の 1 5 . 1 に描げ DEP) の頃中「規格K0128の39.1に掲げる方法」や「知事が定める方法」 !! 中「規格K0128の27.1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表プ 掲げる方法」を 表イソプロチオランの項中「規格K0128の14.1に掲げる方法」を「知事が定め の頃中「規格K0128の45.1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同 格K0128の55.1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表メプロニ ロピザッドの頃中「規格K0128の52.1に掲げる方法」を「知事が定める方法 る方法」に改め、同表オキシン銅(別名有機銅)の項中「沸路K 0 1 2 8 の 2 2 . 1 ≅ 「知事が定めめ方強」に改め、同表ダイアジノンの項中「規格K0128の34.1 | を「笘事が定めの方孫」に改め、同表エトリジアゾール(別名エクロメゾール) 同表クロロネブの項中「規格 K O 1 2 8 の 2 8 · 1 に掲げる方法」を 同表イソフェンホスの項を削り、同表クロルピリホスの項中「**満**裕 K O 1 2 「知事が定める方法」に改め、 「 哲事が 卍める 方珠」に改め、同表フェニトロチオン(別名MEP) 同表クロロタロニル(別名TPN)の項 同表トリクロルホン(別名 |知事が定める |知事が ∞

同表テルブカルブ

(別名MBPMC)

の項中

|規格K0128の37.

号外第20号

報

め、同表メチルダイムロンの項を削り、同表アセフェートの項中「港裕K012801に改せた論」に、「港裕K0128060・1に描げめ方法」を「组事が定めめ方法」に改 カルブの項中「規格K0128の44.1 に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改 格 K O 1 2 8 の 3 8 · 2 に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表ピリブチ の31.1 7 福げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表トリクロピルの項中「湛 ラキシル」や「メタラキシル及びメタラキシルM」以、「規格K0128061.1に **| 事が定める方法」に改め、同表イミノクタジン酢酸塩の項中「イルレクタジン需愛뜝」** め、同表エトフェンプロックスの項中「**海**酔 K 0 1 2 8 の 2 0 . 1 に 歯げる 方 浜」を「 笞 掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表ジチオピルの項中「規格 K O 1 2 8 1. 1 | 「掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表メタラキシルの項中「メタ Pジメチルアミン塩)、メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリ カリウム塩(別名MCPPカリウム塩)、メコプロップジメチルアミン塩(別名MCP 方浜」を「街事が定める方浜」に改め、同表ベンフルラリン(別名ベスロジン)の項中 める方法」に改め、同表ペンディメタリンの項中「規格K0128の57.1 に描げる スリド(別名SAP)の項中「規格 K O 1 2 8 の 5 6 . 1 に掲げる方法」を「知事が定 に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表ナプロパミドの項中「規格K 0 1 プロップ(別名MCPP)の項中「メロプロップ(別名MCPP)」を「メロプロシプ 「規格 K O 1 2 8 の 5 8 . 1 に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表メコ 「規格K01280048. 1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表ベン 8の42.1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表ブタミホスの項中 「イミノカタジンアスベシア製造及びイミノカタジン酢製造」に改める。

福

- 2 この規則の施行の際現に設置されている福島県生活環境の保全等に関する条例(平1 この規則は、平成二十八年四月二十一日から施行する。 う。)別表第五の1の表及び2の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。 改正後の福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」とい 係る排水指定事業場排水基準の適用については、平成二十八年十月二十日までの間は、 事がなされている施設を含む。)を設置する同条第四項に規定する排水指定事業場に 成八年福島県条例第三十二号)第二十七条第二項に規定する排水指定施設(設置の工
- 3 この規則の施行の日前において改正前の福島県生活環境の保全等に関する条例施行 規則別表第六の1の表及び2の表に規定する方法で検定した場合の排水指定事業場排 水基準の適用については、改正後の規則別表第五の1の表及び2の表の規定にかかわ なお従前の例による。

(水・大気環境課

福島県規則第二十五号

める条例施行規則の一部を改正する規則 福島県指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施

行規則(平成二十五年福島県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。 を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、 職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。)」を削り、同項を同条第二 項を同条第六項とする。 同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」 同条第二項を削り、同条第三項中「(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護 第十七条第一項第三号中「(次項において「提供単位時間数」という。)」を削り、 同条第七 一項とし、

上限をいう。)」に改める。 通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の 第十八条第一号ア中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定

第二十一条から第二十三条までを次のように改める。

第二十一条から第二十三条まで 削除

項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三 職員又は介護職員。次項において同じ。)」を削り、同項を同条第二項とし、 同条第二項を削り、 該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができ 項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。 第二十五条第一号ア中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当 第二十四条第一項第三号中「(次項において「提供単位時間数」という。)」を削り、 同条第三項中「(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護 同条第四

る利用者の数の上限をいう。)」に改める。

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(高齢福祉課介護保険室)

福島県規則第二十六号

準を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介

の一部を改正する規則(平成二十七年福島県規則第二十七号)の一部を次のように改 ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サー

附則に次の一条を加える

条例施行規則の一部改正) 護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める (改正前の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介

ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サー 前条の規定によりなおその効力を有するものとされるこの規則による改正

オープ 『七条第三項に規定する指定通所介護等の利用者』に改める。七条第三項に規定する指定通所介護等の利用者』に改める。第十七条第一項第三号中「条例第九十九条第三項に規定する利用者」を「条例第九十則(平成二十五年福島県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(高齢福祉課介護保険室)

福島県規則第二十七号

福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

に改正する。 福島県県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のよう

四月を「○・八三」に改め、同表福島県営御子園田団地の項中「○・八五」を「○・八四」に改め、同表福島県営俗団地の項中「○・九三」を「○・八九」を「○・八九」を「○・八四」に改め、同表福島県営任谷団地の項中「○・九三」を「○・八九」に改め、同表福島県営田団地の項中「○・九三」を「○・八九」を「○・八九」に改め、同表福島県営田団地の項中「○・九三」を「○・八九」を「○・八五」を「○・八」を「

福

島

中「〇・八三」を「〇・八二」に改め、同表福島県営高坂南団地の項中「〇・八五」を県営下荒川団地の項中「〇・八三」を「〇・八五」に改め、同表福島県営比良団地の項 同表福島県営富岡団地の項中「〇・七八」を「〇・七九」に改め、同表福島県営船戸団 を「○・八六」に改め、同表福島県営玉川団地の項中「○・八一」を「○・八○」に改 地の項中「○・八四」を「○・八三」に改め、同表福島県営道珍団地の項中「○・八七」 に改め、同表福島県営南白土団地の項中「○・八七」を「○・八八」に改め、同表福島 営高坂団地の項中「○・八六」を「○・八五」に、「○・八四」を「○・八三」 下神白団地の項中「〇・八四」を「〇・八八」に改め、 改め、同表福島県営鹿島団地の項中「○・八八」を「○・九○」に改め、同表福島県営 め、同表福島県営湯長谷団地の項中「〇・八二」を「〇・八五」に、「〇・八六」を 五」を「○・八四」に改め、同表福島県営御厩町団地の項中「○・九二」を「○・九三」 八○」に、「○・九一」を「○・九○」に改め、同表福島県営秋山団地の項中「○・八 に改め、同表福島県営叶田団地の項中「○・八一」を「○・八二」に改め、 「○・八四」に改め、福島県営高坂西団地の項中「○・八六」を「○・八五」に改め、 「○・八○」に改め、同表福島県営下湯長谷団地の項中「○・八三」を「○・八二」に「○・八五」を「○・八七」に改め、同表福島県営上浅貝団地の項中「○・八一」を 「○・八八」を「○・八七」に改め、同表福島県営宮沢団地の項中「○・八一」を「○・ 「○・八九」に、「○・九二」を「○・九五」に改め、同表福島県営滝尻団地の項中 - ○・八八」を「○・九○」に改める。 同表福島県営家ノ前団地の項中 同表福島県

則

団地の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第二福島県営御茶園

建築住宅課)

福島県規則第二十八号

|養勿にネレギー肖書生形句と計画の忍足の目情に必要に忍める図は福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則|

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に必要と認める図書)

第

- 【一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土工会)
 【2 (以下「技術的審査適合証」という。)
 第一条第一項の所管行政庁が必要と認めるを見に掲げる基準に適合していると認められた場合
 当該機関が発行するその旨を及通省令第五号。以下「省令」という。)
 第二十九条第一項の規定による認定の申請に係る建築物(以以下「法」という。)
 第二十九条第一項の規定による認定の申請に係る建築物(以以下「法」という。)
 第二十十年法律第五十三号。
 本長に掲げる基準に適合していると認められた場合
 当該機関が発行するその旨を交通省令第五号。以下「技術的審査適合証」という。)
- いう。)により日本住宅性能表示基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十六第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書(以下単に「設計住宅性能評価書」と保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。) 認定申請建築物(法の施行の際現に存する住宅部分に限る。)が、住宅の品質確

の等級四又は等級五に適合していると認められた場合 マ級四又は等級五に適合していると認められた場合(その旨を証する設計住宅性以下「表示基準」という。)別表二の一に規定する一次エネルギー消費量等級

評価書により表示基準別表一に規定する断熱等性能等級の等級四に適合し、及び同 表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級五に適合していると認められた場合 その旨を証する設計住宅性能評価書の写し 認定申請建築物(法の施行の際現に存する住宅部分を除く。)が、設計住宅性能

第二条 省令第七条第一項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合 の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 |建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に必要と認める図書|

適合していると認められた場合 建築物」という。)が、知事が指定する機関により法第二条第三号に掲げる基準に 法第三十六条第一項の規定による認定の申請に係る建築物(以下「適合認定申請 技術的審査適合証

う。) 及び建築基準法 適合判定通知書の写し及び検査済証の写し 定する検査済証(以下これらを「検査済証」という。)の交付を受けている場合 査済証、同法第七条の二第五項に規定する検査済証又は同法第十八条第十八項に規 法十二条第六項に規定する適合判定通知書(以下単に「適合判定通知書」とい (昭和二十五年法律第二百一号)第七条第五項に規定する検

三 省令第三条第二項に規定する通知書(以下「計画認定通知書」という。)及び検 査済証の交付を受けている場合 計画認定通知書の写し及び検査済証の写し

う。) 及び検査済証の交付を受けている場合 低炭素計画認定通知書の写し及び検 六号)第四十三条第二項に規定する通知書(以下「低炭素計画認定通知書」とい 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成二十四年国土交通省令第八十

等級四又は等級五に適合にしていると認められた場合 その旨を証する建設住宅性 う。)により表示基準別表二の一に規定する一次エネルギー消費量等級の等級三、 六条第三項に規定する建設住宅性能評価書(以下単に「建設住宅性能評価書」とい 適合認定申請建築物(法の施行の際現に存する住宅部分に限る。)が、品確法第

び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級五に適合にしていると認められ 性能評価書により表示基準別表一に規定する断熱等性能等級の等級四に適合し、及 た場合 その旨を証する建設住宅性能評価書の写し 適合認定申請建築物(法の施行の際現に存する住宅部分を除く。)が、 建設住

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に不要と認める図書)

第三条 省令第一条第三項の所管行政庁が不要と認める図書は、 区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 次の各号に掲げる場合

た図書 法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを確認するために必要とし 第一条第一号に規定する技術的審査適合証を添えた場合 知事が指定する機関

> う。) が表示基準別表二の一に規定する一次エネルギー消費量等級の等級四又は等 第一項に規定する登録住宅性能評価機関(以下単に「登録住宅性能評価機関」とい 第一条第二号に規定する設計住宅性能評価書の写しを添えた場合 五に適合していることを確認するために必要とした図書 品確法第五条

評価機関が表示基準別表一に規定する断熱等性能等級の等級四に適合し、 に必要とした図書 に規定する一次エネルギー消費量等級の等級五に適合していることを確認するため 第一条第三号に規定する設計住宅性能評価書の写しを添えた場合 登録住宅性能 及び同表

第四条 省令第七条第三項の所管行政庁が不要と認める図書は、省令第一条第一項の表 積求積図を除く。)とする。 に掲げる図書(同表の(い)項に規定する付近見取図、 (建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に不要と認める図書) 配置図、各階平面図及び床面

(工事完了報告)

第五条 知事は、法第三十一条第一項に規定する認定建築主が法第三十二条に規定する 告を求めるものとする。 条の規定により、 エネルギー消費性能向上のための建築物の新築等に関する工事を完了した場合は、 知事が別に定める工事完了報告書により当該工事の完了について報

同

この規則は、 平成二十八年四月 日 から施行する

建築指導 課

リサイクル適性®